

平成19年度都道府県・政令指定都市
犯罪被害者等施策主管課室長会議資料

福祉・医療・労働分野の 犯罪被害者等施策

平成19年5月29日
厚生労働省政策統括官付
社会保障担当参事官室

児童虐待・DV関係①

① 関係機関の連携の充実 (児童相談所・婦人相談所・学校・警察等)

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置促進

住民に身近な市町村域において、保健、医療、福祉、教育、警察、司法等の関係機関、団体等が、域内の虐待を受けた子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要(平成16年児童福祉法改正において法定化)

平成17年6月1日現在
市町村の設置率
51.0%

平成19年3月31日現在
市町村の設置率
85.1%

配偶者等からの暴力(DV)の再被害防止に向けた取組促進

婦人相談所と、警察や福祉事務所等関係機関との連携
連絡会議・事例検討会議の開催

＋
関係機関の役割を記載したパンフレットの配布

② 研修の充実による支援

- 日本虐待・思春期問題情報研修センター(子どもの虹情報研修センター)における専門研修の実施
 - ・児童虐待問題や思春期問題に対応する高度な実践力を有する指導者の養成
 - ・児童相談所、児童福祉施設、保健機関等において直接被害者からの相談を受ける職員を対象
- 配偶者からの暴力被害者等の対応職員の専門研修の実施
 - ・「二次的被害」といわれるように、対応職員から重ねて精神的被害を受ける場合もあるとの指摘に対応
 - ・婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、福祉事務所等において直接被害者からの相談を受ける職員を対象
- 民生委員・児童委員研修事業の実施
 - ・民生委員に対し、犯罪被害者等への対応を適切に行うため、守秘義務の遵守等を指導

児童虐待・DV関係②

③ 居住場所の確保等

児童相談所・婦人相談所による一時保護や一時保護委託の適切な運用

児童相談所・婦人相談所の一時的保護所
+
婦人保護施設・民間シェルター等(平成14年度より)
において一時保護を実施

被害者の個々の状況に応じて保護期間を柔軟に延長するなど適切に運用

婦人相談所が行う一時保護の委託
契約施設

平成17年3月1日 198施設

平成18年4月1日 229施設

婦人保護施設・母子生活支援施設の機能強化

・夜間警備体制の強化
・心理療法担当職員の配置

適切なケア体制の充実

一時保護の現状等に関する調査を踏まえた改善

児童相談所一時保護所については、職員数や一時保護日数等の結果に基づき、一時保護児童処遇促進事業、一時保護所の環境改善を行っている。

- ・一時保護所の定員不足状態解消のための「一時保護施設等緊急整備計画」の策定(平成18年度～21年度)
- ・一時保護所の心理療法担当職員の配置を全施設へ拡大(平成18年度より)

婦人相談所による一時保護の現状や一時保護委託先の状況に関する調査の結果に基づいた被害者支援の改善を行っている。

- ・同伴児童のケアを行う指導員の配置を全施設へ拡大(平成19年度より)
- ・身元保証人確保対策事業の創設(平成19年度より)

夜間・休日対応の充実

児童相談所における「24時間・365日体制強化事業」

平成18年度44道府県・指定都市で実施

労働関係

被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討

(平成18年度)

犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度の導入につき、現状に関する必要な調査を実施

(平成19年度)

調査結果を踏まえ、リーフレットの作成・配布による周知啓発を実施予定

【参考】

労働時間等設定改善指針(平成18年厚生労働省告示第197号)

2 事業主が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置

(2) 特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置

ト その他特に配慮を必要とする労働者

事業主は、労働者の意見を聞きつつ、その他特に配慮を必要とする労働者がいる場合、その者に係る労働時間等の設定に配慮すること

事業主等の理解の増進

・公共職業安定所において、事業主を対象に、母子家庭の母等に対するトライアル雇用事業を適切に運用

・公共職業安定所や独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおいて、事業主を対象に、配置や労働条件等雇用管理全般に関するきめ細やかな相談援助を実施

・公共職業安定所において、求職者を対象に、きめ細やかな就職支援を適切に実施

・独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおいて、事業主を対象に、犯罪被害者等の雇用管理に資するテーマを取り上げた雇用管理講習会を実施